

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年4月19日)

[件 名]

- 小林製薬の紅麴を含む食品に係る対応状況等について  
(くらしの安心推進課)・・・2
- 第6期鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の策定について  
(くらしの安心推進課)・・・4
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(自然共生課、まちづくり課)・・・5

## 生活環境部

## 小林製薬の紅麴を含む食品に係る対応状況等について

令和6年4月19日  
くらしの安心推進課  
健康政策課

令和6年3月22日に小林製薬株式会社から、「紅麴関連製品の使用中止のお願いと自主回収のお知らせ」に関する報道発表が行われ、同月27日には大阪市が当該製品の回収を命じた。県では各保健所等に相談窓口を設置するとともに、専用ホームページを開設して注意喚起を行っており、その対応状況を報告する。

### 1 回収命令対象製品（大阪市による行政処分）

- ・紅麴コレステヘルプ（45粒15日分、60粒20日分、90粒30日分）
- ・ナイシヘルプ+コレステロール
- ・ナットウキナーゼさらさら粒GOLD

### 2 県の対応状況

#### (1) 専用ホームページ、相談窓口の設置（3月28日～）

- ・専用ホームページにて正しい情報発信するとともに、回収対象食品を喫食しないこと、健康不安のある場合は相談窓口へ連絡するよう呼びかけた。
- ・各保健所及び消費生活センターに設置した相談窓口においては、回収対象製品の説明や健康不安がある場合は医療機関の受診を案内した。

<相談窓口>

- ・倉吉保健所 0858-23-3117 ・米子保健所 0859-31-9321 ・鳥取市保健所 0857-30-8552
- ・消費生活センター 0859-34-2648

#### (2) 回収対象製品の流通状況確認

- ・ドラッグストア等（約120店舗）の店頭から回収対象製品が撤去されたことを確認した。

#### (3) 会議開催による県担当部局及び鳥取市保健所との情報共有

3月28日 「小林製薬 紅麴に係る連絡会議」の開催

- ・担当部局間での連携
- ・事業者団体に製品回収への協力を依頼

4月3日 「小林製薬 紅麴健康被害対応に係る鳥取県・鳥取市合同会議」の開催

- ・各保健所内に「紅麴健康対応チーム」を設置し、保健師が健康被害疑い者の健康観察等を実施

### 3 県内の相談状況（R6.4.17 8:30時点）

#### (1) 健康被害が疑われる事例 5件（大阪市からの患者調査依頼で探知したもの2件を含む）

- ・いずれも、製品の摂取と症状との因果関係は不明である。
- ・該当者には保健所による健康フォローアップを実施し、医療機関の受診や必要に応じて腎臓専門医の紹介を行った。5名とも健康フォローアップは終了している。

#### (2) 相談件数

累計 37件

（内訳）健康被害に関するもの 3件、紅麴に関する質問 23件、健康被害はないが不安 11件

### <参考>

#### 1 全国状況（R6.4.15時点）

- ・死亡者 5名（70代～90代の男女）
- ・入院者 のべ233名
- ・医療機関を受診した者 のべ1,393名
- ・健康被害相談 約82,000件（小林製薬の窓口）、4,219件（国のコールセンター）
- ・自治体から厚生労働省への健康被害の報告件数 935件（4/10時点）
- ・患者の主な症状（日本腎臓学会調査報告）

紅麴に係ると疑われる腎機能障害は、これまでの報告患者のうちほぼすべてファンコニー症候群（※）の症状が出現（47人中46人）

※ファンコニー症候群：腎臓の中の尿細管の機能が低下し、体の維持に必要な物質の吸収ができなくなり、倦怠感、脱水症状などが出現

## 2 国の動き

### 【消費者庁】

- ・対策チームによる機能性表示食品のあり方のとりまとめを行う。(5月末まで)  
(機能性表示食品の製造販売過程における安全性の確保、健康被害情報の報告ルール、消費者への情報提供の方法)
- ・届出済みの機能性表示食品(1,693事業者、6,795製品)について、届出事業者自身が安全性を点検し消費者庁に報告(4月12日まで)

#### 【4/11までの速報値】

1,395事業者、5,551製品のうち、小林製薬の製品以外に11事業者の18製品で計117件の医療従事者からの健康被害報告(死亡事案なし)があったと発表。

### 【厚生労働省】

- ・国立医薬品食品衛生研究所において、原因となり得る物質(プベルル酸を含む)を網羅的に検索し、その物質の発生機構についてあらゆる可能性を検討する。
- ・原因究明終了後、今後の再発防止のために食品衛生法体系の政策がどうあるべきかの検討を行う。

## 3 機能性表示食品制度の概要(H27.4月に創設)

食品表示法の施行に併せて、平成27年4月に新しく「機能性表示食品制度」が開始された。

事業者の責任において、安全性及び機能性の科学的根拠等を消費者庁に届け出るもの。ただし、特定保健用食品とは異なり、個別の許可を受けたものではない。消費者庁ホームページ上にデータベースがあり、誰でも検索が可能。

その他のいわゆる「健康食品」	機能性表示食品 (届出制)	栄養機能食品 (自己認証制)	特定保健用食品 (個別許可制)	医薬品 (医薬部外品含む)
	保健機能食品			医薬品
	いわゆる「健康食品」			

## 第6期鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の策定について

令和6年4月19日  
くらしの安心推進課

誰もが犯罪におびえることなく安心して暮らせる社会を目指し、令和6年3月、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例第9条の規定に基づき、第6期鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画を策定したので、その概要を報告する。

### 1 第6期計画のポイント

- 近年急増する特殊詐欺、サイバー犯罪等の防止対策を強化するとともに、社会的に問題になっている子どもをはじめとする性犯罪・性暴力被害の未然防止を推進する。
- 令和5年度に開催した「犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会」の意見を踏まえて全面改定し、犯罪被害者に寄り添った支援を提供できるよう支援体制及び支援施策を強化・拡充する。

### 2 計画の概要

(1) 計画期間 2024(令和6)年度から2027(令和9)年度までの4年間

#### (2) 基本目標

##### ①犯罪防止編

- ・県民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪防止に向けた自主的な取組を行う。
- ・県、警察、市町村、事業者等が連携し、県民が安心して暮らせる社会の実現を目指す。

##### ②犯罪被害者等支援編

- ・犯罪被害者等に被害直後から寄り添い、中・長期にわたって切れ目のない支援を提供する。
- ・犯罪被害者等に対する県民の理解が深まり、犯罪被害者の権利が保護される社会の実現を目指す。

#### (3) 基本的な方針

犯罪防止編	犯罪被害者等支援編
○自主防犯活動の促進	○行政が前面に立つ支援体制の整備(新設)
○特殊詐欺、サイバー犯罪防止対策の推進(新設)	○本県独自の新たな経済的支援・損害回復(新設)
○性犯罪・性暴力被害の未然防止の推進(新設)	○精神的・身体的被害の回復・再被害防止
○子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保	○刑事手続への関与拡充
○防犯環境整備の促進	○県民、事業者の理解増進と配慮・協力の確保

#### (4) 新たに盛り込んだ主な施策

##### ①犯罪防止編

###### ○特殊詐欺、サイバー犯罪防止対策の推進

- ・防犯機能付き電話機の市町村を通じた助成、高齢者向け特殊詐欺被害啓発講座等を開催する。
- ・大学等と連携した消費者講座等におけるサイバーセキュリティーなどの啓発、学生等への相談窓口の周知等を行う。

###### ○性犯罪・性暴力被害の未然防止の推進

- ・子どもに関わる施設等の職員研修、保育施設等を通じた保護者等への啓発、発達段階に応じた性及び性被害に関する学びの場の提供、SNS等の利用に起因した性犯罪の防止対策に関する啓発等を行う。

##### ②犯罪被害者等支援編

###### ○行政が前面に立つ支援体制の整備

- ・知事部局に犯罪被害者支援の専門組織を設置し、県と県警察本部の連携・協力、民間支援団体との連携強化により犯罪被害者の支援をワンストップで提供する。  
⇒令和6年4月1日 鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター(本部、中部事務所、西部事務所) 開所
- ・警察、民間支援団体がそれぞれ提供していた支援を県の支援制度として一元化する。
- ・緊急性を要する重大事案には、警察、病院等と情報共有し、連携して24時間365日体制でのアウトリーチ支援を実施する。
- ・支援経験が少ない市町村窓口のサポート、市町村のワンストップサービスの実現に向けた支援等を行う。

###### ○本県独自の新たな経済的支援・損害回復

- ・被害直後急性期の医療・宿泊の支援を拡充するとともに、新たに配食・家事・介護等の生活支援の提供等を行う。

###### ○県民、事業者の理解増進と配慮・協力の確保

- ・犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を導入する事業者の認定等を行い、犯罪被害者休暇制度の普及を推進する。

#### 【参考】パブリックコメントの実施結果

令和6年2月28日から3月10日にかけて実施し、延べ16件(9名)の意見が寄せられた。

[主な意見]

- ・数値目標(刑法犯認知件数、防犯ボランティア団体数等)は具体的な数値で示すべき。(計画に反映)
- ・防犯ボランティアの活性化を図るため、財政的な支援を検討してほしい。(既に計画に盛り込み済)
- ・警察主体で、犯罪の多い繁華街等に防犯カメラの設置を促進し、犯罪予防に資するべき。(今後検討)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和6年4月19日  
生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
自然共生社会局 自然共生課 (西部総合事務所 環境建築局)	大山登山道線木道改修(3工区)外工事	西伯郡 大山町 大山	船越建設 株式会社 代表取締役 船越 秀志	153,450,000円 (予定価格) 166,074,700円	令和6年4月1日 ～令和6年12月10日	令和6年3月29日	制限付 一般競争入札 (3社)
くらしの安心局 まちづくり課	東郷湖羽合臨海公園(宇野地区)護岸 整備工事	東伯郡 湯梨浜町 宇野	株式会社 井木組 代表取締役 井木 敏晴	187,000,000 円 (予定価格) 199,799,600 円	令和6年3月29日 ～令和6年12月7日	令和6年3月29日	制限付 一般競争入札 (2社)